

福山市建設工事等競争入札参加者資格審査会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、資格審査会を公正かつ適正に運営するために設けるものとする。

(申請書等)

第2条 市長は、競争入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）に対して建設工事入札参加資格審査申請書又は測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。

なお、当該書類については、申請書を提出する日を基準日として作成し、当該書類のうち各証明書については、申請書を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを添付させるものとする。

(1) 建設工事

- ア 受付票
- イ 技術職員名簿
- ウ 建設業許可証明書又は建設業許可通知書
- エ 営業所技術者等調書
- オ 総合評定値通知書等
- カ 工事経歴書
- キ 完納証明書及び納税証明書
- ク 印鑑証明書
- ケ 登記事項証明書（法人のみ）
- コ 誓約書
- サ その他特に指定したもの

(2) 測量、建設コンサルタント等業務

- ア 受付票
- イ 測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、建設コンサルタント登録証明書（登録業者のみ）、地質調査業者登録証明書（登録業者のみ）、補償コンサルタント登録証明書（登録業者のみ）、土地家屋調査士登録証明書、司法書士登録証明書、計量証明事業者登録証明書及び不動産鑑定業者登録証明書

ウ 有資格技術職員名簿

エ 希望業務実績調書

オ 完納証明書及び納税証明書

カ 印鑑証明書

キ 法人の場合は、直前1年の営業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表。個人の場合は、直前1年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書

ク 登記事項証明書（法人のみ）

ケ 誓約書

コ その他特に指定したもの

- 3 市長は、第1項の規定にかかわらず、申請者に対し、同項の申請書の提出に代えて、電子申請（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行わせることができる。

この場合において、前項に掲げる書類のうち、市長が指定するものは、同項の規定にかかわらず、システムで定める様式により作成した電磁的記録を市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させるものとする。

（資格審査）

第3条 建設工事の申請者の資格審査は、適格審査と点数審査により行うものとする。ただし、測量、建設コンサルタント等業務の申請者の資格審査は、適格審査のみとする。

（適格審査）

第4条 適格審査は、申請書及びその添付書類又は電磁的記録により入札参加資格業者としての適格性を審査するものとする。

- 2 申請書を提出する日の過去2年以内において次の各号のいずれかに該当する行為をなした者は、不適格者とすることができる。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事などを粗雑にし、又は工事材料の品質数量に関し不正の行為をした者

(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げたもの、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (4) 監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当の理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 経営状況が著しく不健全であると認められる業者は、不適格とすることができる。

(点数審査)

第5条 市長は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営事項審査の総合評点により審査するものとする。

(資格の通知)

第6条 福山市建設工事等競争入札参加者資格審査会規程（平成26年訓令・上下水道事業管理規程・病院事業管理規程第1号）第2条第1項の規定により資格があると認定した者（以下「有資格業者」という。）及び資格がないと認めた者については、資格認定通知書で通知するものとする。

2 市長は前項の規定により通知した後、当該資格に変更があると認める者にあつては、資格審査会の審査を経てその資格を変更しその旨を通知するものとする。

(有資格業者の等級の格付け)

第7条 市長は、建設工事の有資格業者について、経営事項審査の総合評点に基づき次のとおり格付けを行うものとする。

種別 等級	1土 木 一式工事	2建 築 一式工事	3電 気 工 事	4管 工 事	5舗 装 工 事	6水 道 施設工事
A	1,000 ㊦	1,050 ㊦	930 ㊦	900 ㊦	900 ㊦	1,040 ㊦
B	710～999	740～1,049	720～929	660～899	650～899	670～1,039
C	640～709	650～739	719 ㊥	659 ㊥	649 ㊥	669㊥
D	639 ㊥	649 ㊥				

2 市長は、測量、建設コンサルタント等業務の有資格業者について、別に定める基準により算出された総合評点に基づき次のとおり格付けを行うものとする。

種別 等級	1 測量業務	2 建築関係 建設コンサルタント 業務	3 土木関係 建設コンサルタント 業務	4 地質調査 業務	5 補償関係 コンサルタント 業務
A	200以上	210以上	210以上	150以上	200以上
B	100～199	100～209	100～209	70～149	100～199
C	99以下	99以下	99以下	69以下	99以下

(等級別発注標準)

第8条 各等級に対応させて発注の標準となる工事の設計金額の範囲は、次のとおりとする。

種別 等級	1 土 木 一式工事	2 建 築 一式工事	3 電 気 工 事	4 管 工 工 事	5 舗 装 工 事	6 水 道 施設工事
A	1,500万円以上	3,000万円以上	500万円以上	500万円以上	500万円以上	2,000万円以上
B	800万円以上 3億円未満	1,500万円以上 6億円未満	300万円以上 3億円未満	200万円以上 3億円未満	300万円以上 1億5,000万円未満	500万円以上 1億5,000万円未満
C	300万円以上 5,000万円未満	500万円以上 7,500万円未満	2,000万円未満	2,000万円未満	2,500万円未満	2,000万円未満
D	1,500万円未満	1,500万円未満				

2 各等級に対応させて発注の標準となる測量、建設コンサルタント等業務の設計金額の範囲は、次のとおりとする。ただし、建築関係建設コンサルタント業務のうち、建築設備に係るもの及び土木関係建設コンサルタント業務のうち、下水道施設の污水管渠に係るものは、この限りでない。

種別 等級	1 測量業務	2 建築関係 建設コンサルタント 業務	3 土木関係 建設コンサルタント 業務	4 地質調査 業務	5 補償関係 コンサルタント 業務
A	100 万円以上	100 万円以上	100 万円以上	100 万円以上	100 万円以上
B	3,000 万円未満	5,000 万円未満	5,000 万円未満	1,500 万円未満	1,500 万円未満
C	300 万円未満	300 万円未満	300 万円未満	300 万円未満	300 万円未満

附 則

この要綱は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、1989年（平成元年）9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、1991年（平成3年）7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、1993年（平成5年）7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、1995年（平成7年）6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、1997年（平成9年）6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、1999年（平成11年）6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2001年（平成13年）6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2003年（平成15年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2004年（平成16年）9月30日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、2005年（平成17年）2月1日から施行する。

（沼隈町の編入に伴う経過措置）

2 沼隈町の編入の日前に沼隈町建設工事指名業者等選定要綱の定めるところにより建設工事入札参加資格等を有する者は、この要綱の定めるところによる有資格業者とみなす。

附 則

この要綱は、2005年（平成17年）4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、2006年（平成18年）3月1日から施行する。

（神辺町の編入に伴う経過措置）

2 神辺町の編入の日前に神辺町建設工事等指名競争入札参加資格者並びに指名業者

選定に関する事務処理要綱の定めるところにより建設工事入札参加資格等を有する者は、この要綱の定めるところによる有資格業者とみなす。

附 則

この要綱は、２００８年（平成２０年）４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、２００９年（平成２１年）４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、２０１０年（平成２２年）３月１０日から施行する。

附 則

この要綱は、２０１１年（平成２３年）４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、２０１３年（平成２５年）４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、２０１５年（平成２７年）４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、２０１７年（平成２９年）３月１日から施行する。

附 則

この要綱は、２０１９年（平成３１年）３月７日から施行する。

附 則

この要綱は、２０２１年（令和３年）３月１１日から施行する。ただし、第８条第１項の改正規定は、同年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、２０２３年（令和５年）３月７日から施行する。ただし、第８条第１項の改正規定は、同年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、２０２４年（令和６年）４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、２０２５年（令和７年）２月２８日から施行する。